

令和8年度（2026年度）つくば市牛久沼周辺エリア体験型観光支援補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、令和8年度（2026年度）つくば市牛久沼周辺エリア体験型観光支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の目的）

第2条 補助金は、市南部における貴重な観光資源である牛久沼等の自然環境を活用した体験型観光コンテンツや体験型イベント等を実施する事業者等への支援を実施することにより、牛久沼周辺エリアへの事業者参入を促進し、観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のすべてを満たす事業であって、この要項に定める補助金以外の補助金をつくば市から受けていないものとする。

- (1) 実施場所に牛久沼周辺エリア（別表第1に定める）を含むこと。
- (2) 主に屋外で実施する自然体験型の観光コンテンツやイベント等とすること。
- (3) 10名以上の参加者を広く募集すること。
- (4) 安全管理を徹底し、事故発生時の責任を負える体制を有すること。
- (5) 令和9年（2027年）3月20日までに実施する事業であること。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 政治的又は宗教的な内容を有する事業

- (3) 営利を主たる目的とする事業
- (4) 特定の者の親睦、娯楽、遊興等を主な目的とする事業
- (5) 法令、条例、規則又はこの要項に違反し、又は違反するおそれがある事業
- (6) 関係法令に基づく届出、許可その他の手続が必要である場合において、当該手続を行っていない事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 次に掲げる個人又は団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする個人又は団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする個人又は団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする個人又は団体
- (4) つくば市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と市長が認める個人又は団体

(補助金の対象経費)

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 個人又は団体の経常的な活動や運営に要する経費
- (2) 飲食費、交際費、慶弔費その他これらに類する経費
- (3) 個人又は団体の構成員に対する人件費、謝礼、日当その他これらに類する経費。ただし、市長が必要と認める外部講師又は専門的知識を有する者に対する謝礼を除く。
- (4) 参加者個人に帰属する物品を購入する経費
- (5) 参加者が実費負担する経費
- (6) 領収書その他支出を証する書類により確認することができない経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金は、補助対象経費の合計額の範囲内かつ、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限に予算の範囲内で交付する。

- 2 補助事業に収入がある場合は、補助事業に要する経費の総額から補助事業における収入額を減じた額、又は20万円のうち低い方を上限とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 補助金の交付は、1個人又は1団体につき1会計年度あたり1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書及び収支予算書を添付し、令和8年(2026年)5月1日から令和9年(2027年)1月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)、補助金を交付することが不相当であると認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定に、次に掲げる交付条件を付するものとする。

(1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をもって、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 補助金の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。

(3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定を遵守すること。

(事業の内容変更・中止・廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容に重要な変更が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、補助金変更・中止・廃止申請書(様式第4号)に収支予算書、事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付の上、提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、市長が認める軽微な変更を除くものとする。なお、重要な変更とは次の(1)から(2)のとおりとする。

(1) 事業実施者の変更

(2) 補助対象経費の増、又は交付決定額の30%を超える減

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金変更・中止・廃止承認書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書（事業の写真を添付すること。）

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書

(4) 補助対象経費で制作した広報物等

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項(3)の領収書は、領収日、購入品等の使用用途が分かる但し書き、宛名、金額、債権者等が記載されたものを添付すること。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条の規定による補助事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (3) 第8条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項各号の要件のいずれかに該当したときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

(施行期日等)

この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

牛久沼周辺エリア	
住所が右記の 大字の場所	駒込、荃崎、下岩崎、大舟戸、あしび野、自由ヶ丘、細見、 八崎、泊崎、富士見台、若栗、東丸山、房内、桜が丘、 九万坪、六斗、小荃、森の里
施設	高崎自然の森

別表第2（第5条関係）

経費の種類	内容
報償費	事業実施に必要な講師、インストラクター、専門家等への 謝礼等
消耗品費	材料等の消耗品購入費 (1点につき1万円以下とする)
印刷製本費	事業に関するチラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費（印 刷物には補助事業又は補助金の名称が明記されているこ と）
役務費	運搬に係る経費、イベント保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類、自動車の賃借料等